



南越前中学校部活動改革及び南越前町 地域クラブ活動推進計画



令和8年4月

南越前町教育委員会

目 次

はじめに	P2
第1章 部活動改革の基本的な考え方・方向性	
第1節 改革の理念	P2
第2節 取り組みの類型・名称	P2～P3
第3節 改革の方向性	P3
第2章 地域クラブ活動の在り方及び認定制度	
第1節 地域クラブ活動の在り方	P3～P4
第2節 地域クラブ活動に関する認定制度	P4～P5
第3章 地域展開の円滑な推進	
第1節 推進体制の整備	P5
第2節 生徒が所属する中学校等との連携	P5
第3節 関係団体等との連携	P6
第4節 各種課題への対応	P6
第5節 活動場所の確保	P6
第6節 活動場所への移動手段の確保	P7
第7節 生徒の安全・安心の確保	P7
第4章 学校部活動の在り方	
第1節 適切な運営のための体制整備	P7～P8
第2節 適切な指導及び安全・安心の確保	P8
第3節 適切な活動時間・休養日等の設定	P8～P9
第4節 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術活動の整備	P9
第5章 大会・コンクールの在り方	
第1節 生徒の大会等の参加機会の確保	P9
第2節 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	P9～P10
第3節 生徒の大会等の安全確保	P10
第4節 全国大会をはじめとする大会等の在り方	P10
第6章 関連する制度の在り方	
第1節 教師等の兼職兼業	P10～P11
第2節 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等	P11
第3節 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱	P11
別添資料	
・南越前町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱	
・南越前町立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱	

はじめに

南越前町(以下「町」という。)では、令和4年(2022年)12月に国が定めた「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に基づき、令和5年8月に町の推進協議会を立ち上げ、部活動改革、地域クラブ・地域指導者の指導・育成等に取り組んできました。

これは、令和5年度からの3年間で、国が進める「改革推進期間」であることから、町においても、中学校部活動の地域展開について実証事業を行い、生徒のスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保、技能の向上、さらには、教員の働き方改革等において、一定の成果を得たところです。

この度、国が「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定したことを受け、これに準じた形で、町としての「部活動改革及び地域クラブ活動推進計画」を定め、様々な改革に努めます。

令和8年度からの6年間は、「改革実行期間」となり、町では、休日の地域クラブ活動の完全実施に向けて取り組みます。具体的には、地域クラブ活動への公的支援、運営母体の整備、地域指導者の確保と質の向上、さらには、できるだけ低廉な受益者負担の設定等を通じて更なる地域展開を図り、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承しながら、新たな価値を創出することを目指します。

第1章 部活動改革の基本的な考え方・方向性

第1節 改革の理念

町では、休日の部活動を地域クラブ活動として地域展開を推し進めるとともに、平日の部活動については、原則、学校部活動として継続することとする。また、地域クラブ活動への公的支援、受益者負担の設定、民間企業との連携等、生徒のスポーツ・文化芸術活動を地域で支える、持続可能なしくみを構築する。

部活動改革は、生徒の活動機会の確保・充実のみならず、大人も含めた人々のウェルビーイング(幸福実感)の向上、地域社会の維持・活性化、健康長寿社会の実現など、多面的な効果が期待されるものであり、幅広い関係者が、こうした認識を共有し、一丸となって取り組みを進めることとする。

- (1) 今後、急速な少子化が予想される中、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するために、部活動改革を推し進める。
- (2) これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障する。
- (3) 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備する。

第2節 取り組みの類型・名称

- (1) 「地域展開」とは、生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開し、地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることを目指すものである。一方、「地域連携」は、学校部活動において、部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施することである。

町では、休日の地域展開を完全実施することに加え、平日については、従来の学校部活動の継続を基本としつつ、指導の一貫性を考慮しながら、柔軟に対応する。

第3節 改革の方向性

中学校を設置する町が改革の責任主体となり、幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に調整し、地域の実情等に応じた改革方針を決定の上、地域クラブ活動の認定等を行い、着実に改革を進める。

(1) 改革期間について

- ① 令和8年度から令和13年度までの6年間で「改革実行期間」として設定し、令和10年度までの3年間で「前期」、令和11年度からの3年間で「後期」とする。
- ② 前期の終了時に、それまでの期間における改革の進捗状況等について「中間評価」を実施し、その結果を踏まえ、後期において更なる改革を推進する。

(2) 取組方針について

- ① 休日については、改革実行期間内に、原則、全ての部活動において地域展開の実現を目指す。
- ② 平日については、学校部活動としての部活動を継続することとするが、競技の特性等に応じて部活動指導員を配置するなど、柔軟に対応することとする。

第2章 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

第1節 地域クラブ活動の在り方

町では、これまで先人が築いてきた歴史と伝統の上に成り立っている学校部活動の教育的意義を持続・発展させるとともに、生徒の安全安心を確保し、町の実情等に応じた適切な形態等で新たな価値を創出することを目指し、地域クラブ活動を実施する。

また、地域クラブ活動は、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が自主的・自発的な参加によって行われるものであり、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主な目的であることに留意する。

(1) 学校部活動が担ってきた教育的意義 〈例〉

- ① スポーツ・文化芸術・科学等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな活動を継続する資質や能力を育てる。
- ② 体力の向上や健康の増進、感性・創造性・表現力の育成につながる。

- ③ 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
 - ④ 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
 - ⑤ 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。
- (2) 地域クラブ活動において実現が期待される価値〈例〉
- ① 生徒のニーズに応じた多種多様な体験(複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや総合文化芸術、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む。)
 - ② 生徒の個性・得意分野等の尊重
 - ③ 学校等の垣根を越えた仲間とのつながりの創出
 - ④ 地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
 - ⑤ 適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
 - ⑥ 学校段階にとらわれない継続的な活動(引退のない継続的な活動)及び地域クラブ活動の指導者による一貫的な指導

第2節 地域クラブ活動に関する認定制度

町では、令和7年12月に国が策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に基づき、地域クラブに関する認定制度を創設することとする。

これは、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、町において認定を行う仕組みで、認定された活動については、「南越前町地域クラブ活動」と呼称する。

なお、すでに認定要件を満たして活動している南越前中学校の各部活動を核とする地域クラブ活動については、認定したものとみなす。

(1) 想定される認定の効果について

- ① 生徒、保護者等に対する町等からの情報提供
- ② 地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ③ 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の積極的な許可
- ④ 生徒の上位大会・コンクールへの円滑な参加(交通費・宿泊費の支援やスクールバスの活用、大会参加規程の見直し等)

(2) 認定要件について

学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものとする。

- ① 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ② 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ③ 適切な指導の実施体制が確保されていること(日本版DBS の活用を含めた不適切行為の防止徹底、「地域指導者養成講習会」により登録された指導者による指導等)

- ④ 適切な安全管理の体制が確保されていること。
 - ⑤ 適切な運営体制が確保されていること。
 - ⑥ 学校等との連携が適切に行われていること。
- (3) 認定手続き等について(※別添資料参照)
- ① 地域クラブ活動として認定を受けたい団体が、町に申請し、町は、申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査の上、認定する。
 - ② 認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて町において設定する。
 - ③ 町は、定期的な報告やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、申請の際に行われた誓約に基づき、必要な指導助言等を行うとともに、不正があった場合等は認定を取り消す。

第3章 地域展開の円滑な推進

第1節 推進体制の整備

(1) 町における体制整備

南越前町教育委員会事務局において、学校教育、社会教育、社会体育、文化芸術等を担当する係が一体となって取組を進めていく。また、必要に応じて、福祉、まちづくり、財政等を担当する部署の協力を求める。

(2) 担当職員の配置等

町の実情に応じて、部活動改革に関する職員の配置やコーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備する。

(3) 運営協議会等の設置

町は、幅広い関係者による協議会等を設置し、定期的な情報共有・連絡調整等を行うとともに、推進計画の策定等により、改革方針や具体的な取組の内容、スケジュール等について分かりやすく周知する。

第2節 生徒が所属する中学校等との連携

- (1) 地域クラブ活動にかかる活動方針、活動状況等を適切に中学校等に共有する。特に、生徒が平日に学校部活動、休日に地域クラブ活動にそれぞれ参加する場合には、指導の一貫性を確保する観点から緊密な連携を図る。
- (2) 地域クラブ活動での学校施設の活用や従事を希望する教師等の兼職兼業等を円滑に行うため、中学校等と必要な連絡調整等を行う。
- (3) 地域クラブ活動への参加促進等のため、小学校や中学校等と連携しつつ、生徒・保護者に丁寧な情報提供等を行う。

第3節 関係団体等との連携

- (1) 部活動改革を円滑に進めるためには、町が、幅広い関係団体等(総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協議会、社会教育施設、中学校体育連盟、スポーツ推進委員会等)と連携・協働しながら、一体となって取り組む。
- (2) 指導者の確保・育成、活動場所等の確保、資金の確保等が大きな課題となることから、そうした各種の資源等を有する関係団体等(大学、民間企業)の協力を得ることを検討する。(大学、民間企業と連携・協働することで、行政側にはない新たな視点やノウハウなどが導入され、より充実した活動となることが期待される。また、持続的な形で連携・協働を推進するためには、協定の締結等により連携の枠組みを明確化することや、大学、民間企業にとってもメリットが感じられるようにすることも重要である)。

第4節 各種課題への対応

(1) 運営団体・実施主体の整備等

地域クラブ活動を運営する町や協議会においては、認定要件等に則って、持続的かつ安定的に生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を提供することが求められるため、適切な運営体制の整備等を行うことが不可欠である。町や協議会が、地域クラブ活動の運営状況等を把握しつつ、持続的かつ安定的な運営に向けたサポートをきめ細かく行う。

(2) 指導者の確保・育成

地域クラブ活動を円滑に実施するためには、地域の多様な人材等から、質・量ともに十分な指導者を確保することが不可欠であることから、参加者が中学生等であることを踏まえた、適切な資質・能力を備え、保護者・生徒等から信頼される指導者による良質な指導を行うこととする。

また、指導者の確保に当たっては、地域指導者養成講習会等で地域の多様な人材の発掘・マッチングなどを進めるとともに、指導を希望する教師等の兼職兼業を促進する。

第5節 活動場所の確保

- (1) 地域クラブ活動の活動場所として、学校施設をはじめ、社会教育施設等の様々な施設を活用し、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保する。
- (2) 今後、地域クラブ活動の増加に対応していくため、学校施設等のさらなる利用の促進に加え、学校における働き方改革や地域の指導者の負担軽減の観点から、学校施設をはじめとした活動場所の効果的・効率的な管理等に取り組む。
- (3) 学校施設については、生徒の移動の便宜や用具の保管等の観点からも、学校教育に支障のない限り、地域クラブ活動において優先して活用できるようにする。また、社会教育施設との一体化、複合化等を行うことで、生徒のみならず、地域住民を含めた幅広い利用等が可能となる地域の活動拠点づくりにつなげていく。

第6節 活動場所への移動手段の確保

- (1) 地域クラブ活動の活動場所が生徒の所属する中学校となる場合は、遠距離通学の生徒の移動手段を確保する。その際、障害のある生徒等を含め、地域クラブ活動に参加する生徒のニーズや事情等を十分に踏まえた対応が重要である。
- (2) 活動場所への移動手段の確保については、スクールバスなどの既存の送迎車両を休日に有効活用する。

第7節 生徒の安全・安心の確保

- (1) 地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を有する活動であり、学校部活動と同様に、事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等を徹底し、生徒が安全安心に活動に取り組める環境を構築する。
- (2) 地域クラブ活動に関する認定制度及び指導者の登録制度を通じて安全・安心の確保を図っていくこととなるが、これらの制度を効果的に運用するための環境整備等として、国における指導の手引き等の活用、町や協議会等における相談窓口の整備なども併せて進める。
- (3) 町及び地域クラブとの間で事故や不適切行為が発生した場合の責任の所在を明確化した上で、発生時には、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、迅速かつ丁寧な事後対応を行うとともに、再発防止に向けて事案の分析や防止対策の強化等を行う。
- (4) 怪我等への備えとして、生徒及び指導者に対し、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を徹底する。

第4章 学校部活動の在り方

第1節 適切な運営のための体制整備

- (1) 学校部活動に関する方針の策定等
学校長は、学校部活動の活動方針等をホームページなどで公表するとともに、随時、活動時間・休養日の遵守状況等を確認し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底すること。
- (2) 指導・運営に係る体制の構築
部活動指導は教師以外が積極的に参画すべき業務であることから、部活動指導員等を適切に配置するとともに、生徒数や部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、部活動数の適正化等を行う。
- (3) 部活動指導員は、生徒への日常的な指導だけでなく、大会引率や部活動の管理運営、保護者への連絡等を含め、幅広い役割を担う。
- (4) 教師を部活動顧問とする場合には、他の校務分掌や本人の抱える事情等を勘案した上

で、部活動開始・終了時刻の繰上げ等活動時間を教師の勤務時間内で適切に設定するなどの工夫を行い、教師の負担が過度とならないよう十分に留意する。

第2節 適切な指導及び安全・安心の確保

(1) 暴力、暴言、ハラスメント、いじめ等の不適切行為の根絶

- ① 顧問の教師等や保護者・生徒等への研修等の推進による共通理解の向上を図るとともに、適切な生徒集団づくりや日頃からの生徒への目配り、開かれた環境の整備等により、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の未然防止を徹底する。また、事案発生時には迅速な対応及び再発防止の徹底を図ること。その際、特に、顧問の教師等任せにせず、所管する教育委員会や学校組織全体で対応に当たることが重要であり、生徒のケアを最優先に加害生徒への指導等に適切に対応する。事実確認等に当たっては、加害者、被害者、その他の関係者から丁寧に聞き取りを行い、事案に応じて厳正な処分等を検討する。
- ② 目標や指導方針等の設定に当たっては、勝つことや優秀な成績を収めることのみを目指すことのないよう、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意する必要がある。また、そうした点について、生徒や保護者等にも丁寧に説明し、理解を得る。
- ③ 指導者は、自らが不適切行為を行わないことは当然のこととして、生徒同士等における不適切行為を防止する役割も求められる。特に、生徒同士等の暴力やいじめ等の行為を防止する観点から、適切な集団づくりや日頃からの生徒への目配りなどにも留意する。
- ④ 近年、スマートフォン・SNS 等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みは人権侵害であり犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあることにも留意する。
- ⑤ 暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、複数の指導人材等が関わるなど開かれた活動環境の整備や、指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しの良い組織作りなどにも留意する。

第3節 適切な活動時間・休養日等の設定

- (1) 週2日以上休養日を設定する。
- (2) 1日の活動時間は、長くとも平日は1日2時間程度、休日は1日3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その中で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- (3) 長期休業中に一定期間のオフシーズンを設定する。
 - ① 週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、部活動指導員の配置等に

より、教師に過度な負担をかけずに活動を実施できる場合には、週当たり2日以上、休養日を設けたうえで、平日の活動を週3日以内に抑えつつ、休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能である。

- ② 生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の学校部活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11 時間程度の範囲内とする。
- ③ 活動時間・休養日等の設定に当たっては、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも検討する。

第4節 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術活動の整備

- (1) 性別や障害の有無、活動の得手不得手等を問わず、生徒のニーズを踏まえた活動環境を整備することが重要である。
- (2) 部活動は、全ての生徒が一律に加入すべきものではなく、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意し、生徒の意思に反して強制的に加入させることなどがないようにする。
- (3) 令和6年12 月に学習指導要領解説が改訂され、部活動の位置付けの明確化及び部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮についての記載が行われていることにも留意する。

第5章 大会・コンクールの在り方

第1節 生徒の大会等の参加機会の確保

- (1) 大会等の参加資格は、原則、学校単位とするが、状況に応じて、地域クラブ活動や複数校合同チーム等の参加を検討する。特に、認定地域クラブ活動については、国の定める要件に基づき、町が認定した公的な性質を有する活動であり、大会への円滑な参加に向けた環境を確保する。
- (2) 大会等の開催地までの交通費・宿泊費の支援等については、町において学校部活動の参加生徒に対して支援を実施しているため、地域クラブ活動の参加生徒に対しても同様に支援を実施するよう努める。
- (3) 地域クラブ活動の位置付け(学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を有する活動)を踏まえ、平日の大会等に参加する生徒について、学校部活動から参加する場合のみならず、地域クラブ活動から参加する場合も、学校を出席扱いとできることに留意する。

第2節 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

- (1) 学校部活動における大会等の引率は、部活動指導員や校長が認める外部指導者など、教師以外の者が担うことを推進しつつ、教師が引率を行う場合には、週休日の振替等を適切に実施するなど、教師の負担が過度とならないよう配慮する。地域クラブ活動における大会等の引率は、原則として地域クラブ活動の指導者等が担う。
- (2) 上記の対応を促進するため、大会主催者等において、規程の見直しなどを適切に実施するよう働きかける。
- (3) 大会等の運営について、主催団体の職員による運営や外部委託などにより教師に過度な負担をかけない適切な体制を整えるとともに、地域クラブ活動関係者や保護者、ボランティア等の参画を促進する。
- (4) 大会等の運営の従事者に対して、教育委員会や地域クラブ活動の運営団体等が適切なサービス監督・勤務管理を実施する。

第3節 生徒の大会等の安全確保

- (1) 生徒の発達段階や気温・湿度・暑さ指数(WBGT)等の環境を踏まえ、生徒の安全面を最優先に考え、適切な大会等の開催時期・場所の設定、運営上の工夫等を働きかける。
また、天候不順等により大会等の日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応するよう働きかける。

第4節 全国大会をはじめとする大会等の在り方

- (1) 発育・発達期にある生徒や保護者等の心身の負担が過重とならないよう、大会等の主催者間で連携しつつ、大会等の在り方や開催回数を見直すよう働きかける。
- (2) 生徒間の交流を主目的とした大会等や、競技性に捉われず楽しむことに重点を置いた大会等、障害の有無等に関わらず誰もが参加しやすい大会など、多様なニーズを踏まえた大会等を開催するとともに、生徒の参加機会の拡大等に資するよう、例えばリーグ戦の導入などの工夫を実施するよう働きかける。

第6章 関連する制度の在り方

第1節 教師等の兼職兼業

- (1) 学校の教師等が希望に応じて地域クラブ活動の指導者等として活動することができるよう、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」（令和5年1月文部科学省）等を参照しながら、兼職兼業の許可の手續の円滑化を図る。その際、認定地域クラブ活動については、国が示す要件に基づき、市区町村等が認定した公的な性質を有する活動であり、学校運営に支障がない限り、積極的に許可を行う。

- (2) 中学校の教師だけでなく、小学校の教師(体育専科教師等)、さらには、高等学校・特別支援学校の教師、事務職員など幅広い者が、その希望に応じて、円滑に兼職兼業を行うことができる環境を整備する。
- (3) 兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの確認等を適切に実施する。
- (4) 兼職兼業を行う教師等については、教師等の身分としての服務監督を行う教育委員会等と、地域クラブ活動の指導者の身分としての勤務管理を行う協議会等が連携して、勤務時間等の全体管理を行うなど適切な労務管理を実施する。

第2節 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等

- (1) 教師が部活動指導に積極的に参画している場合、教師の採用や人事配置において部活動指導に係る能力や意欲、実績等を過度に評価することのないよう十分に留意する。
- (2) 初任者研修等に十分な時間を確保することが求められる新規採用の教師や、育児や介護等の事情を抱える教師に配慮する観点から、部活動指導に関する取扱いを明確化する。

第3節 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

- (1) 学校部活動と地域クラブ活動で、高等学校入学者選抜における取扱いに差異が生じることのないように十分に留意する。
- (2) 高等学校入学者選抜実施要領や各高等学校のホームページなどにおいて、学校部活動・地域クラブ活動の評価の有無、方法、観点等について、分かりやすく示すよう周知する。
- (3) 学校部活動・地域クラブ活動に参加していないことや、途中で退部・退会したこと、他の活動に移ったことなどのみをもって不利に取り扱うことのないよう周知する。
- (4) 調査書の記載に当たっては、活動歴や大会成績だけでなく、活動等から鑑みることができるとする生徒の長所、個性や意欲、能力に言及するなど、記載を工夫することが望ましい。